

## 第5章 浄化槽管理者への説明

### 5・1 説明会の開催

#### (1) 説明会実施の目的をはっきりさせよう

何のために、誰を対象にして、何を理解してもらうのかを明確にすることが重要です。そのためには、何が問題なのかをはっきりさせます。浄化槽の設置及び維持管理の課題を(表 5-1)に整理しました。地域ごとの課題及びその原因は異なるので、地域ごとに当事者が中心になって、住民の気質も含めた地域特性を把握し、検討することが欠かせません。

課題が見付かったら、その原因を、根本原因まで把握することによって、問題解決方法の見通しが立ちます。問題解決方法はいくつもあります。ここでは、その一つとして、啓発事業としての説明会等を開催することを考えます。

実施したら、評価を行い、見直しをします。問題解決方法を見直すべきなのか、あるいは、原因の認識を見直すべきなのか、それとも、課題そのものの見直しが必要なのかを明確にし、次の問題解決のループにとりかかる順応的なマネジメントを実施することが重要です(図 5-1)。

表 5-1 浄化槽の設置及び維持管理の課題

課 題	背 景
浄化槽についての関心の低さ	効果的な啓発事業が実施されていない。啓発事業そのものへの参加意欲がない。関心がなくても、直接的な利害が発生しない。
浄化槽使用者の維持管理に対する理解度の低さ	効果的な啓発事業が実施されていない。関心がなくても、直接的な利害が発生しない。
浄化槽使用者の法定検査実施率の低さ	費用が発生する。実施しなくても、直接的な利害が発生しない。
浄化槽使用者の維持管理契約率の低さ	費用が発生する。実施しなくても、直接的な利害が発生しない。
みなし浄化槽の継続使用、違法設置問題	費用が発生する。効果的な啓発事業が実施されていない。啓発事業そのものへの参加意欲がない。実施しなくても、直接的な利害が発生しない。

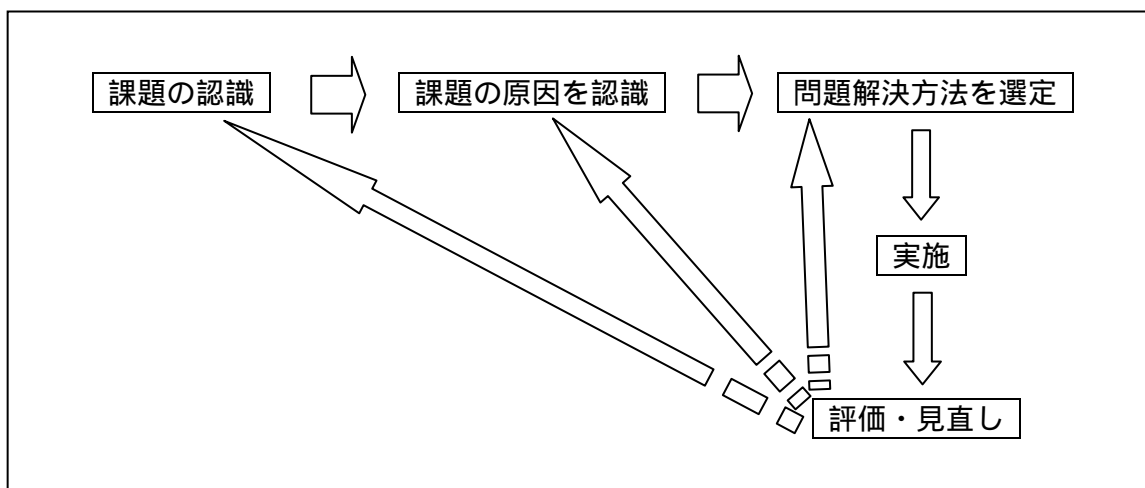


図 5-1 問題解決のループ

本章では、主として啓発を目的として、例えば、「浄化槽使用者の維持管理に対する理解促進のための説明会(強制参加型)」、「浄化槽の維持管理を促進するための説明会(任意参加型)」、「みなし浄化槽の浄化槽への転換を促すための説明会(任意参加型)」等を開催するにあたり、主催者として、検討しておきたい項目について解説します。そして、説明会だけでなく、啓発事業のあり方について考えるための話題を提供します。

はじめに、説明会を開催する際に一般的に検討しておくべき項目を紹介します。

## (2) 参加者のことを第一に考える(参加者中心主義)

説明会の対象を誰に設定していますか？ その人はどんな知識・経験をもっていますか？ 説明者の言葉は聞く人の関心、知識や経験によって伝わるものが異なります。このことを理解して、言葉が正しく伝わっているか、理解していただいているか確認しながら進めるなど、伝える努力をすることが必要です。

参加者は、自分の時間を使って、説明会に参加しています。そのときの、参加者の気分はどんなものか想像できますか？ 主催者として、参加者が“来てよかった”と思えるような時間をつくることを考えてください。参加者は自ら期待しているものを獲得できたとき、あるいは新しい知識が得られたとき、満足度が上がると考えられます。これまで自分が経験した説明会の中から、“説明会に参加して有意義であった”と思えた説明会を参考にしてください。

参加者のことを十分に考慮し、かつ、主催者のねらいが達成できるように、企画や運営について検討して開催します。また、説明会終了後の参加者の理解度の評価をすること、すなわち、開催目的が達成できたかどうかを評価し、改善していくことが重要です。

企画を考える際、参考となる問いは以下のとおりです。

- Q 対象者は誰？
- Q 対象者に何を理解してもらいたいのか？
- Q 対象者にどうなって欲しいか？
- Q そのために、どのようなプログラムを実施すればよいのか？
- Q 参加者は何を期待しているのか？
- Q 対象者の知識・体験は？
- Q 対象者の知識・体験が事前にわからない場合、どうするか？
- Q 参加者の知識・体験のばらつきはどうであるか？
- Q 参加者の知識・体験のばらつきが事前にわからない場合、どうするか？
- Q 参加者のどのレベルの人を説明の中心にすえるか？
- Q 参加者同士は、初対面なのだろうか？（初対面の人が集うと、緊張感を持ち、会場がぎこちない雰囲気になる）
- Q 参加者の理解をどのように評価するか？

### （３）開催日時

対象者が参加できる場所と日時の設定を考えることは、基本的ですが、重要な課題です。開催場所も開催日時も多様に設定することが、参加者にとっては便利ですが、主催者には、開催に要するコストの問題が出てきます。開催目的と開催コストを吟味しながら、できるだけ参加者が出席できる開催日時とすることが重要です。夜間、休日の開催も必要となる場合も多いと考えられます。

### （４）会場の場所・机と椅子の配置・機材の利用

会場の場所（交通の便、駐車場の有無）、室内の様子、机と椅子の配置、機材の利用等は、説明会の開催目的と密接に関係しています。説明会で一方的に情報を伝える場合、講師が前に立ち、参加者は前に向かって座る配置(図 5-2)とするのが一般的です。

しかし、この場合、参加者は一方的に知識を受け取るという受身的な態度になってしまいます。また、参加者同士が顔を見合わせる事ができないため、室内の雰囲気はどうしても硬くなってしまいます。室内の雰囲気が硬くなっていると、参加者は緊張して、集中力の維持が難しく、講師が説明することへの理解力が低下します。質問等も出しにくく、結果として、内容の理解が低くなってしまふことが考えられます。

図 5-3 のように、お互いに少しでも向き合った配置にすると、若干ですが、室内の雰囲気がやわらかくなります。参加人数が少ない場合は、図 5-4 のような配置にすると、対等な関係性が構築できます。主催者は、会場の雰囲気が和やかで、明るいものになるように努める必要があります。

映像の利用は、単に資料を配布して話すだけよりも、参加者の理解を助けるために積極的に利用します。プレゼンテーションソフトを使う場合、小さな文

字や細かな表をそのまま映写することのないように、分かりやすい画面にする必要があります。表 5-2 に、プレゼンテーション用スライド作成の注意を記載します。

また、ビデオ等の映像ソフトの利用も、それが説明会の目的に合致するものであれば、効果的です。映像を見せる場合、スクリーンのサイズと、室内の大きさを考え、大きな会場であれば、スクリーンを会場前面だけでなく、必要な場所に複数台設置するなど、すべての参加者に見やすくなるように配慮が必要です。

ワークショップを行う場合は、グループ活動ができるような机と椅子の配置をあらかじめ設定しておくといいでしょう（図 5-5、図 5-6）。可動式のホワイトボードがあると便利です。

会場の後方には、荷物置き場を設置します。ワークショップを行う場合、または、説明会の時間が長い場合は、飲み物の用意をすることもいいでしょう。

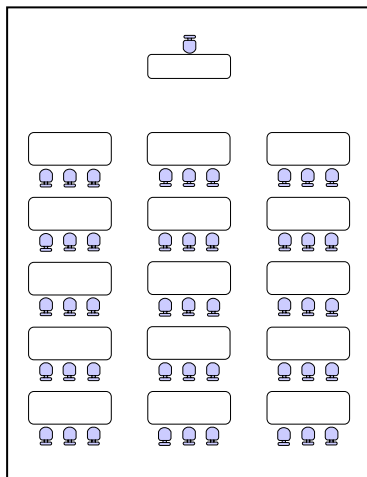


図 5-2 教室形式の配置1

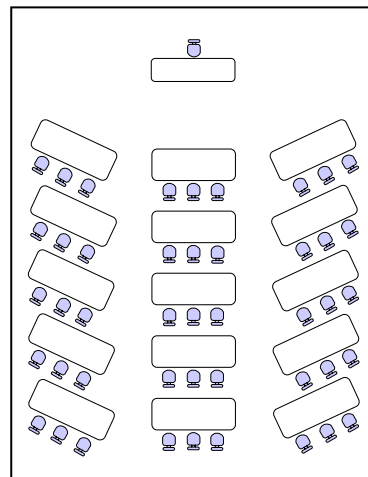


図 5-3 教室形式の配置2

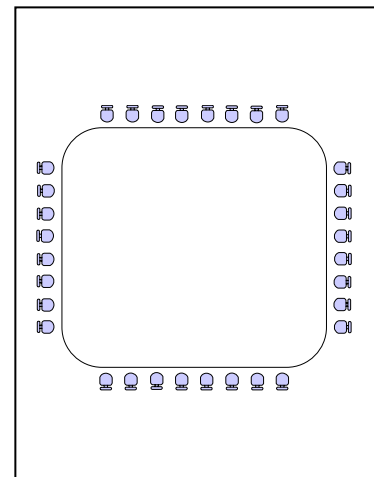


図 5-4 口型の配置

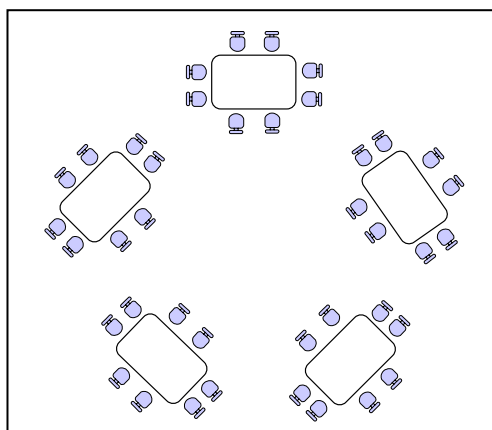


図 5-5 ワークショップの配置1

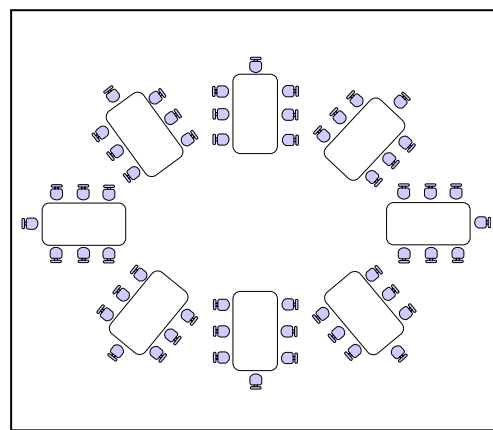


図 5-6 ワークショップの配置2

表 5-2 プレゼンテーション用スライド作成の注意

スライドの条件	<p>分かりやすいこと。見やすいこと。印象に残ること。</p> <p>1枚のスライドの説明時間：約1分(1分以内で説明できないスライドは好ましくない。)</p> <p>1枚のスライドの内容：1つのテーマの内容とし、盛りだくさんとししない。</p> <p>表、式はなるべく避け、単純なグラフ、スケッチ等を用いて、シンボリックな表記をする。</p> <p>各スライドの下中央にページを付けると質疑の際に言及するのに役立つ。</p> <p>題目を含む序に相当するものを第1ページとする。最後に“まとめ：伝えたいこと”を箇条書きにする。</p>
配色・デザイン	<p>シンプルなデザインにする。</p> <p>テーマカラーを決め、様々な色を使いすぎない。</p>
文字の大きさ他	<p>文字、記号のサイズ：和文字 1cm 角以上、添字 5mm 角以上、アルファベット大文字 1cm 角以上、小文字 5mm 角以上、記号 4mm 角以上。</p> <p>文字の太さ：1.0mm 以上。</p> <p>1枚のスライドの行数は7行程度、最大でも13行までとする。</p> <p>文字色と背景色のコントラストをはっきりさせる。</p> <p>フォントを何種類も使わない。</p> <p>適度な行間を空ける。</p>
表の使い方	<p>細かすぎる表をスライドにしない。</p> <p>(表をスライドにしてスクリーンで見せる必要があるのかを考える。列・行の多い表で、分割できない場合は、紙に印刷して配布する。)</p> <p>項目部分を目立たせる</p> <p>余分な罫線を消す</p>

### (5) 学びの効果

人が学んだことを維持できる割合は、学ぶ方法によって異なり、知識伝達型の教育は効果が低いと報告されています(表 5-3)<sup>1)</sup>。対話を通して学んだり、発見しながら自分で作り上げていく学びであれば、身につく、行動につながるといえます。

表 5-3 学んだことを維持できる割合(出典：Gugel 1994 in クラウス・マイセル他<sup>1)</sup>)

学んだことを維持できる割合	読んで学んだ場合	10%
	聞いて学んだ場合	20%
	見て学んだ場合	30%
	聞き、かつ見て学んだ場合	40%
	語り合っ学んだ場合	60%
	発見し定式化しながら学んだ場合	80%
	困難を発見して克服しながら学んだ場合	90%

参加者がより効果的な学びを体験できるように、参加者のことを第一に考えたプログラムの実施を考えます。本来ならば、学ぶ人自身が、自分に必要な学びを見つけ、自分で学びのプログラムを考えて、そして学んでいくことが、一番高い効果が得られると考えられます。しかし、学ぶ人がその必要性に気付いていないときは、学ぶ意欲がわからないため、学ぶ人への動機付けが重要になってきます。

参加者がただ座って、話を聞くだけではなく、興味がわいて身を乗り出してくれるような説明会を仕掛けることが重要ですが、説明会に参加すること自体に、大きな壁があると考えられます。

#### (6) 説明会への出席

行政等が開催する説明会・イベント等の啓発事業に時間と交通費を使って参加してくれるのは、啓発事業に関心のある人です。無関心層に参加してもらうのは、大変困難なことです。

ここで、「浄化槽管理者の維持管理に対する理解促進のための説明会」の開催について考えてみます。まず、対象は浄化槽管理者です。この中で、来てくれる人はどのような人か？ その地域でどのくらいの人数の人が参加してくれるのか？ そして、来てくれない人に来てもらうためには、どうすればいいのか？

次に、その問題を解決した宮崎県の事例を紹介します。

#### 5・2 浄化槽設置予定者を対象とした講習会の開催 - 宮崎県の事例<sup>2)</sup>

宮崎県では、平成 11 年度から新規に浄化槽を設置した人を対象として、浄化槽の整備促進や適正な維持管理確保のために、浄化槽の機能や特徴、維持管理の重要性についての基本知識を周知するために、任意参加の講習会出席を呼びかけました。しかし、出席者の数は新規浄化槽管理者の 2 割にも達しませんでした。

そのために、平成 16 年 3 月に、浄化槽を設置する前の手続きの段階で、原則、全ての設置予定者に受講を義務付け（浄化槽指導要領）、平成 17 年 10 月には、宮崎県環境条例「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」で受講を条文化しました。講習会修了者へは「受講済証」が発行され、その「受講済証」がないと市町村への浄化槽設置に伴う補助金申請もできず、浄化槽の設置ができない制度です。なお、この宮崎県の制度は、佐賀県の制度を参考にしたものです<sup>3)</sup>。

この結果、受講者数が平成 15 年度の 672 人から平成 16 年度は 3,814 人に、11 条依頼件数（依頼率）も 1,714 件（37.5%）から 2,004 件（43.8%）と増加しています<sup>2)</sup>。さらに、維持管理の重要性を浄化槽使用者に直接説明することができたことから、維持管理により効果が出ると期待されています。

表 5-4 に、浄化槽使用者講習会内容の変遷を、表 5-5 に開催手順を高橋<sup>2)</sup>から引用して紹介します。

表 5-4 宮崎県の浄化槽使用者講習会内容の変遷<sup>2)</sup>

	H11～H15 年度	H16 年度以降
会 場	県下 8 保健所	県下 8 保健所 5 自治体指定会場 (13 会場)
対 象	使用開始後 1 年未満の浄化槽管理者	浄化槽設置予定者
案 内	市町村により文書にて案内	ポスター、リーフレット
開催方式	年間 8 回	年間 166 回 (平均 14 回 / 月開催)
講 師	3 名 保健所 (財)宮崎県環境科学協会 (社)宮崎県浄化槽協会	69 名 県の実施する講師のための研修会を終了した実務経験 3 年以上の浄化槽管理士
講習時間	1 時間	1 時間
講習内容	浄化槽の構造 法令及び維持管理	設置手続き 浄化槽の構造、 法令及び維持管理
配布資料	冊子 「合併浄化槽と上手につきあう方法」 パンフレット 「浄化槽～3つの義務と1つの心がけ」	冊子 「浄化槽の適正な管理」 リーフレット類 「浄化槽～3つの義務と1つの心がけ」 「重要な4つの管理」 「保健所からのお知らせ、浄化槽 Q&A」
受講済証	交付しない	交付する
そ の 他	任意	16 年 3 月、県の「指導要領」で義務付け

出典 高橋<sup>2)</sup>表一部改変及び追加

表 5-5 宮崎県の浄化槽使用者講習会の開催手順

時刻	作業等	担当・他
13:00～13:30	会場の準備設営、資料・受付等の準備チェック	派遣講師 2 名(A、B)
13:30～14:00	受付け	受付係:派遣講師 B
14:00～14:01	開会のことば	派遣講師 A
14:01～14:04	開会の挨拶	保健所職員
14:04～14:05	資料の確認と開催スケジュールの説明	派遣講師 A
14:05～14:30	啓発ビデオの上映 全浄協制作:「見つめて! 私たちの水辺 わが町の環境支える浄化槽」	
14:30～14:55	講義(補足説明等) 浄化槽行政について * 公共用水域の現状、浄化槽行政と法律関連について 浄化槽の使用上の注意 * 浄化槽のしくみについて、施工について * 使用上の注意と維持管理について 法定検査について	講師:派遣講師 A
14:55～14:58	質疑応答	講師:派遣講師 A
14:58～15:00	閉会のことば(「浄化済証」の交付と関係機関への提出方法についての説明)	派遣講師 A
15:00～15:05	「浄化済証」の交付 * 受付係 B は、講習時間中に参加人数分の「受講済証」の発行作業を行う。 * 受講済証」の交付にあたっては、一人ひとりの名前を呼び上げ手渡し	受付係:派遣講師 B
15:05～	会場の後片付け	派遣講師 2 名(A、B)

出典 高橋<sup>2)</sup>表一部改変

宮崎県の事例のように、浄化槽使用者講習会の参加が義務付けられている場合は、対象者の講習会参加率がきわめて高くなることが期待できます。この場合の課題として、参加率はよいものの、義務であることからくる参加意欲(理解しようとする意識)の低下が懸念されます。これについては、講習会参加者の満足度及び啓発効果があがるように、講習会の内容を吟味する必要がでてきます。

また、一方的に情報が流れる知識伝達型の講義では、表 5-3 にあるとおり、学んだことを維持できる割合が低く、行動につながらない場合も考えられます。本講習会は、浄化槽使用者が日頃から浄化槽の維持管理に関心をもち、検査を業者に依頼する等、設置者の行動の変化を促すことが目的ですから、より行動につながるような講習会内容を検討すべきです。



### 5・3 浄化槽の維持管理を促進するための説明会等

ここでは、2の事例のように参加が義務付けられていない地域において、浄化槽の設置者または設置予定者を対象として、浄化槽の維持管理のための説明会の開催について考えます。

対象の筆頭は、保守点検、清掃及び法定検査を行っていない浄化槽の使用者です。この場合、対象者の把握が必要となってきます。そのため、浄化槽の台帳の整備が必須です。

この場合は、行政等が行う説明会等に参加するために当事者が出向くというのは難しく、地域の集会に行政等の職員が出向き説明するとか、個別訪問といった方法を検討することが必要だと考えられます。

ところで、浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）により、法定検査に関する都道府県知事の監督規定が強化されており、都道府県知事は、浄化槽管理者が当該検査を受けていないと認める場合においては、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、当該検査を受けるべき旨の勧告をすることができることとするとともに、当該勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係わる措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係わる措置をとるべきことを命ずることができることとしました。さらに、当該命令に違反した者は、30万円以下の過料に処することとされました。また、浄化槽法の目的に「公共用水域等の水質保全」が明示され、浄化槽からの放流水質の基準が創設されました。浄化槽からの放流水質を適正に保つために、保守点検及び清掃が重要となっています。

都道府県知事の監督規定が強化されたことを受けて、指導監督を促進すればよいと考えられますが、まずはこのことの周知徹底が必要です。また、指導監督においても、浄化槽の使用者が納得できる説明が必要です。

伝えたい情報があっても、その情報を受け手が必要な情報だと認識していない限り、それは伝わらないと考えられます。特に、行政広報や行政が発行するちらし等の紙媒体では、読んでもらえないことが多いのです。人が介在する個別広報（口コミ）や、自治会の取組とするなど、地域の関心レベルを全体的に上げることが重要です。

### 5・4 みなし浄化槽から浄化槽への転換を促すための説明会等

ここでは、現在では新設が認められていないみなし浄化槽（単独処理浄化槽）の使用者に、浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進するための説明会について考えます。これも5・3と同様に、対象者が説明会にわざわざ足を運んでくれるとは考えられません。理由として、みなし浄化槽の管理者は、地域の水環境に悪影響を与えている張本人であるということを知りたいと思っていないことが考えられます。

平成18年度単独処理浄化槽の使用状況等調査報告書<sup>4)</sup>によれば、指定検査機関に検査を依頼している単独処理浄化槽の使用者のうち、トイレ排水のみを処理して、台所や風呂等からのいわゆる生活雑排水をそのまま流していることについて、約6分の1の人が知らないというアンケート結果があります（図5-7）。このことから、

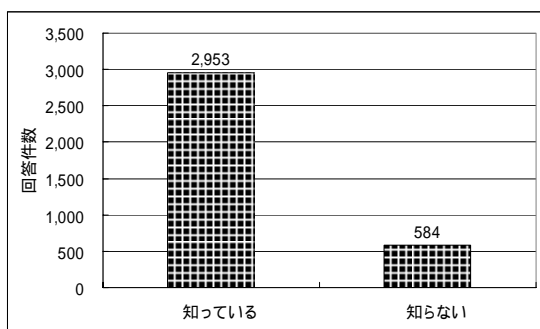


図 5-7 生活排水は処理されずに  
流れているのを御存じですか

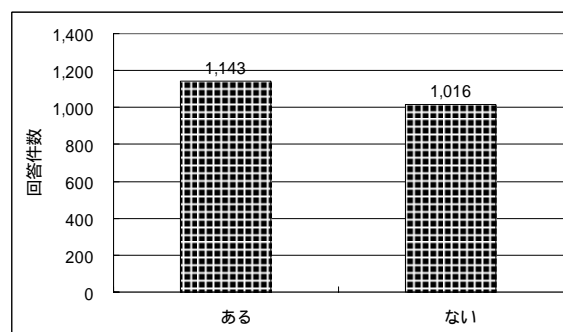


図 5-8 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に  
転換する呼びかけを見たことはありますか

この 6 分の 1 の人を対象とする啓発事業があってもよいと考えられます。

また、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する呼びかけを見たことがない人が半数近くいることが報告されています<sup>4)</sup> (図 5-8)。これらの調査結果から、啓発事業が必要であることが分かります。さらに、これまでの啓発事業を見直し、より効果のある方法を創出する必要があることが分かります。

これまで、説明会等について検討してきましたが、チラシ等の配布も含めた啓発事業については、これまでの取組を評価し、必要に応じて大きく変えることも重要です。

次は、地域主体で取り組む問題解決の手法で、地域住民が主体となって、あるいは行政と協働して、地域の問題を解決するプロセスを紹介します。

## 5.5 問題解決にみんなで取り組む事業企画案

### (1) 環境問題を解決するための教育

ここでは、環境教育の視点から、この浄化槽に関する問題を考えてみます。環境教育は持続可能な社会を目指して、地球的な課題（貧困・人口・平和（戦争）・人権・食糧・資源・エネルギー等）と複雑に関連しあっている環境問題を解決あるいは未然に防ぐために主体的に行動できる人間の育成を目的に行われる生涯にわたる教育と考えています。

環境についての事実や概念を教える教育「環境についての (about)」、自然のなかでの体験学習「環境の中での (in)」、環境問題を解決するための教育「環境のための (for)」があります。この章の目的を「住民が地域の水環境を把握することによって、その対応策の一つとして浄化槽の必要性を促す」とするならば、「環境のための (for)」の手法を検討することが必要となります。

環境教育プログラムを実施する場合に基本としている考えを表 5-6 に示します。

表 5-6 環境教育の原則

環境教育とは、

- ・ 学習者が当事者意識、主体性及び問題解決能力を身につける。
- ・ 学習者が社会の一員として、持続可能な社会の実現を目指して、環境問題解決のために仲間と協調して行動できるようになる。
- ・ 学習者が環境問題を総合的にとらえ、批判的に考える。
- ・ 学習者の体験と知識に応じた学習内容であり、学習者は多様な学習方法を体験し学び方を学ぶ。

行動できるためには、まず当事者意識(自分のこととして考える)主体性(自ら解決しようとする意識)及び問題解決能力(問題を発見し、その問題の根本原因を理解し、解決するための力)を獲得することが必要です。「地域(ご近所)の水環境の問題点を地域の住民自らが発見し、自分たちの問題だから自分たちで解決しよう、水環境保全の“解”を住民が提案し、地域が協力して解決のための行動に取り組む」プロセスについて考えます。

これから述べることは、あくまでも机上の空論です。問題解決は当事者が、地域の事情に合った解決方法のプロセスを設計し、取り組むのが本来なので、本章は問題解決を仕掛ける側への提案にすぎません。このマニュアルの読者は、このような地域の水環境の問題を解決するための仕掛け人として、またパートナーとして一緒に問題解決に当たってほしいと考えています。

## (2) 状況設定

下水道の整備計画のない、約 30 年ほど前に開発された住宅地域(A)を考えます(図 5-9)。その地域の雨水及び家庭排水は、道路側溝または地下に埋められた管を通して、最終的に、小河川 B に流れ込んでいます。B 川は幅が 5m 程度、護岸はコンクリートで覆われ、晴天時の水深は深いところで 20cm 程度です。ヘドロが溜まり、ミズワタが見られ、夏季には悪臭が発生します。支流が流れ込む本川 C には、公共用水域水質測定地点が設置されており、環境基準を満たしていません。

行政の担当者として、C 川の水質の悪化は、主として B 川の水質が原因であることが分かっています。そして、B 川の水質は、主に A 地域の家庭排水が原因であることも分かっています。この地域は、約 30 年前に開発されたため、単独処理浄化槽が設置されています。この地域の合併処理浄化槽の普及は、地域住民全体の 5%程度に過ぎません。

この地域では、家庭雑排水対策(油を流さない。皿等の汚れをふき取ってから洗う。目のこまかい三角コーナーまたはろ紙袋の使用。洗剤の適量使用等)の啓発チラシがこれまでに何度か配布されています。

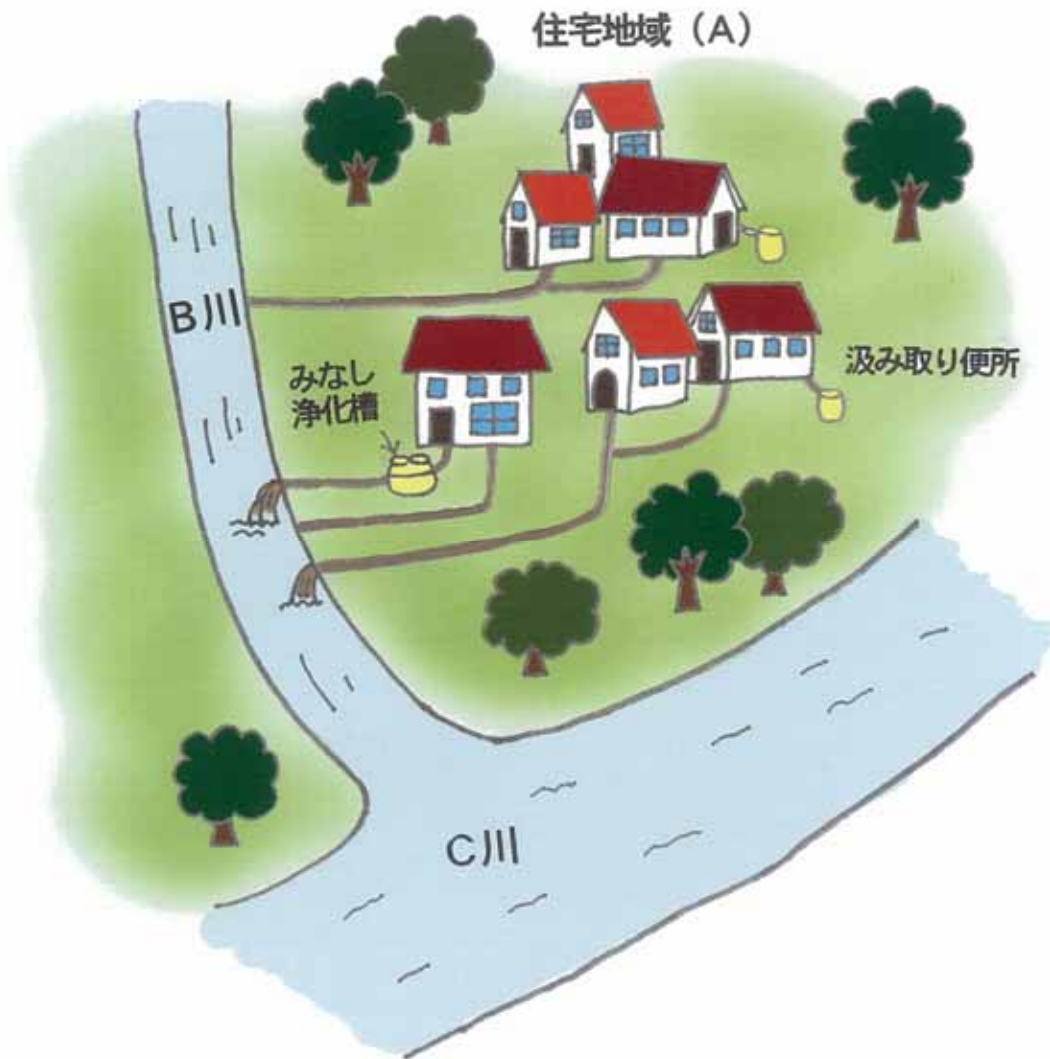


図 5-9 下水道未整備区域の例

( 3 ) 行政担当者の課題意識

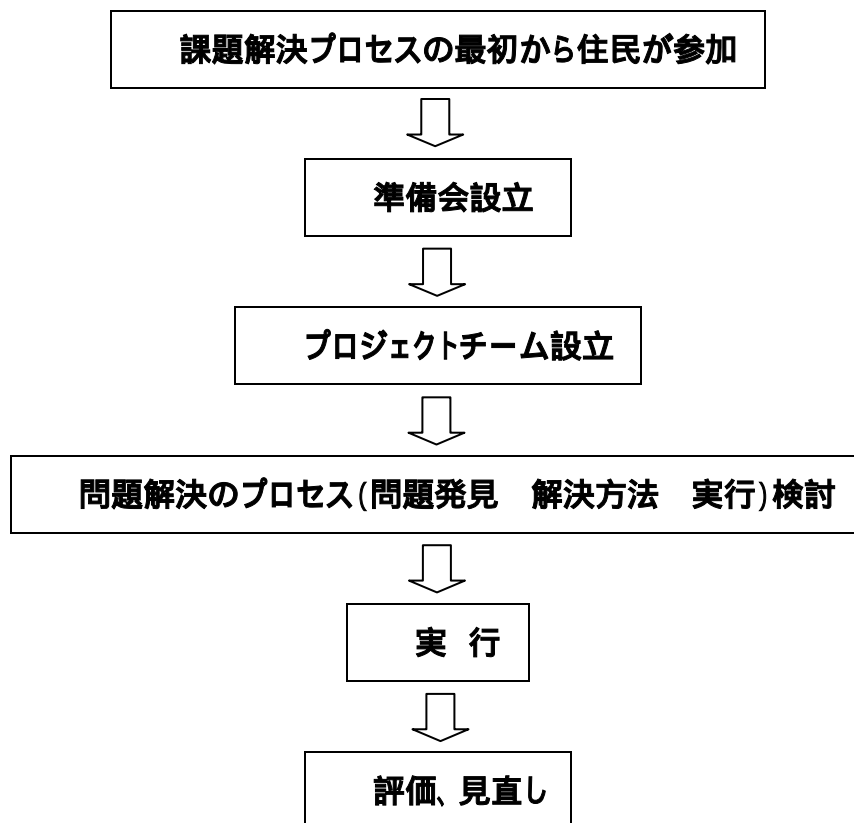
C川の環境基準を達成することが行政目標です。そのためには、A地域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換し、浄化槽の維持管理を適切に実施することが必要だと考えられます。そのためには、行政が呼びかけるのでは限界があり、住民自らが問題解決を図る主体性を作り出すことが必要です。

( 4 ) 主役は地域住民

この問題を解決するために、次のプロセスを考えます。

主体は住民で、多くの人に参加して良かったと思えるような事業にする必要があります。そのためには、住民にとってのメリット、あるいは満足感・達成感が得られるという見通しが重要です。

ここでは、C川の問題解決に取り組むのではなく、B川の環境改善を直接の目標にする場合を考えます。それは、地域の問題解決のほうが、住民の関心が高まり、行動にもつながりやすいからと考えられるからです。



#### 課題解決プロセスの最初から住民が参加

本来ならば、地域の B 川の水環境が悪いことから、地域の住民が町内会(自治会)として、あるいは NPO 等の市民組織として、B 川の環境改善の自主的な提案(単に要望ではなく、住民も解決のために努力するというようなもの)が行政にあれば、住民の主体性が保持されます。しかし、このような動きが無いときに、行政から仕掛ける場合、その動機が難しいと考えられますが、まずは A 地域の町内会長のようなリーダー的存在の人、B 川の環境問題に意識のある人等に声をかけてみることからスタートします。

#### 準備会設立

数人の住民と行政担当者で、準備会を設立します。ここで、このプロジェクトのおおよその方向性を示します。そして、このプロジェクトチームの参加者について検討し、広く参加を呼びかけます。参加して欲しい人あるいは関係者をリストアップし、参加をお願いすることが必要になる場合もあると考えられます。

事務局を誰が担うかが問題になります。行政が仕掛け人だとしても、地域の問題を地域が解決するという意識が強い所であれば、事務局を住民が担うことが本来だと考えます。しかし、行政が主体性を出さないといけない場合は、事務局は行政が担当します。あるいは準備会(住民プラス行政)がチームとして、事務局を担うことも考えられます。

## プロジェクトチーム設立

プロジェクトチームが設立されたら、チーム内で、課題が共有されることが重要です。そして、このプロジェクトチームで、問題解決方法を検討します。この問題を解決するためには、A地域の住民の多くの人の参加が必要なことから、プロジェクトチームはオープンな運営と情報の公開が重要となります。

## 問題解決のプロセス（問題発見 解決方法の提案 実現）検討

プロジェクトチームの人が問題解決に取り組むのではなく、A地域の多くの人が問題を発見し、課題解決に取り組むように仕掛けます。

### 問題発見

A地域の人に問題に気付いてもらうとき、B川の環境問題の解決を目的とするのか、C川の環境基準の達成を目的とするのか、A地域の多くの人の問題解決行動につながるような目的を選びましょう。

どのような方法で、問題を認識してもらうかが課題の1つです。すでにB川、C川の状況については、行政がデータを持っています。そのデータをチラシ等で紹介するだけで十分ではなく、住民自身で問題を発見するような仕掛けを考えます。

例えば、B川を知ってもらうために、以下に考えられるイベントを例示します。

- ・ 川で遊ぼう大作戦
- ・ B川大掃除大作戦（汚い川でも、ごみをみんなで拾えば、愛着がわくのではないのでしょうか。問題を発見するためには、実際に川を見てもらうための仕掛けが必要です。ただ、これに参加する人は少ないと思われます。）
- ・ B川探検隊（川の良いところ探しや、水生生物調査や水質調査<sup>5</sup>）、水環境健全性指標<sup>6</sup>の調査に、みんなで取り組みます。）

さらに、B川の状況を理解するためには、他の川と比較することが重要です。

- ・ 川で遊ぼう（同じような規模の川で、川遊びのできる川に行って楽しむ。）

A地域の多くの人が、B川に関心を持つように、そして、B川の問題を解決しようという地域合意が作られるように、多くの人を巻き込むことが重要です。

### 解決方法の提案

B川の環境問題に気付いたら、その問題の原因は何かを調べます。行政のデータにより、A地域の家庭の生活排水が問題であることが分かっていますが、行政からの情報提供に加えて、地域の人たちの調査によって原因を把握することが重要です。しかし、汚濁の原因が明白であるため単独処理浄化槽及びくみ取り便所の使用者に配慮して、慎重に進めなければなりません。

家庭の生活排水対策として、A地域の多くの人に参加できる方法を提案することが重要です。次のような提案が考えられます。

- ・ 家庭雑排水対策啓発（油を流さない、ろ紙袋の利用、洗剤の適量使用等）
- ・ 市町村設置型の合併処理浄化槽の導入
- ・ 個人の合併処理浄化槽への転換
- ・ B川の直接浄化施設の建設

税金の公正な利用の観点も含めて、地域の多くの人実践でき、目標が達成できる解決方法を提案し、合意を図ります。

## 実行

多くの人に参加できるように計画します。

### 実行・評価・改善

マネジメントシステムを取り入れ、進行管理を行います。

以上のプロセスは、水環境保全に関わる行政担当者にとっては、負担が大きく、手間と時間のかかる仕事です。また、コーディネーター<sup>註1</sup>あるいはファシリテーター<sup>註2</sup>としての能力が必要です。地域の住民が主体的に課題解決に取り組めるように支援すると同時に、行政の役割に応じた責務を果たしながら、一緒に地域の課題に取り組めるようになって欲しいと考えています。

## 参考文献

- 1) クラウス・マイセル他(2000)おとなの学びを支援する - 講座の準備・実施・評価のために、鳳書房、p.89
- 2) 高橋伸幸(2006)浄化槽設置予定者を対象とした講習会の開催について、月刊浄化槽、No.362、pp.41-48
- 3) 特集パネルディスカッション (2006) 浄化槽システムの構築について、月刊浄化槽、No.358、pp.4-16
- 4) 環境省廃棄物対策課浄化槽推進室・(財)日本環境整備教育センター(2007)平成 18 年度単独処理浄化槽の使用状況等調査報告書
- 5) 日本水環境学会水環境教育研究委員会(WEE21) 編集委員会編著(2004) やってみよう環境教育！みんなでつくる川の環境目標、(株)環境コミュニケーションズ
- 6) (社)日本水環境学会関西支部 [http://www.jswe-kansai.com/water\\_index/water\\_index.html](http://www.jswe-kansai.com/water_index/water_index.html)

## 注)

- 1) 多くの関係者、組織の連携・協働の取組をはかり、調整する人。
- 2) 相手の気づきや発見を促す人。この事例では、地域の問題を教えるのではなく、問題を発見するように支援する人。